

柳川市監査委員告示第18号

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和5年8月22日から同年9月28日までに実施した財政援助団体等（公益財団法人北原白秋生家記念財団）の監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年11月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

別紙

財政援助団体等監査における指摘事項の措置状況報告書

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 公の施設の名称 柳川市立歴史民俗資料館
- 3 監査対象団体 公益財団法人北原白秋生家記念財団
- 4 所管部署 教育部生涯学習課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 資料館の利用料金については、指定管理者の収入として収受しているが、資料館条例第 18 条第 2 項規定の市長の承認を得て定めていない。
措置等の内容
1 原因 資料館条例及び基本協定書の規定の確認不足のため。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 今回の監査による指摘を受け、市長の承認を得た。
3 再発防止策の内容 指定管理者の指定に係る諸手続きの手順書を整備し、来年度からの指定管理者の指定において確実に承認を得る。

指摘事項 (1) 収入事務
イ 研修室使用料を規定している資料館条例別表第 2 については、令和元年 10 月 1 日消費税及び地方消費税の改正に伴う使用料見直しのため条例改正されているが、備考 1 の 210 円が 220 円に改正されていない。 また、令和 3 年 8 月以降は超過使用料を 220 円で収受している。
措置等の内容
1 原因 消費税率が上昇したことによる条例改正の際、別表中の使用料の金額は新たな消費税率に合わせた料金に改正していたが、備考中の金額の改正が漏れていたため。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置検討中』 条例の改正が必要であり、今後条例を改正する際、当該改正漏れについても改正する。 なお、令和 3 年 8 月以降の超過徴収分は既に全額返還している。
3 再発防止策の内容 条例を改正する際は、改正漏れがないか精査を行う。

指摘事項 (1) 収入事務
ウ 研修室の利用許可について、資料館条例施行規則第 4 条第 3 項に規定されている様式第 4 号の利用許可書が交付されていない。
措置等の内容
1 原因 手続きの確認不足があったため。 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置検討中』 様式を整備し、来年度から利用許可書を交付することとしている。 3 再発防止策の内容 様式を複写式に改めるなどの工夫を行い、交付漏れがないようにする。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 指定管理料の算出は、本来、指定期間中の指定管理業務に関わる全ての標準的な収入・支出を積算した上で算定するものであるが、令和 3 年度から 3 年間の指定管理料の算定は、令和 2 年度指定管理料に、財団の平成 30 年度当期一般正味財産増減額 7,580,310 円の赤字額の 2 分の 1 相当額 3,790,000 円を増額し算出している。
措置等の内容
1 原因 コロナ禍により歴史民俗資料館の収入が激減したため、指定管理者と指定管理料の算定について協議し、コロナ前の赤字額の半額を増額し、残る半額を指定管理者による経営努力によって対応するよう決定したため。 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置検討中』 令和 4 年度の指定管理に係る決算を精査し、指定管理料の検証を行っているところである。 3 再発防止策の内容 指定管理料の算定に当たっては、適正な収入見込みと支出見込みを算出し、それらの金額を基に経営努力や財政状況を勘案して設定することとする。

指摘事項 (2) 契約事務
イ 令和3年4月1日締結の資料館の管理に関する基本協定書第8条では、事業報告書に管理業務に関する収支決算書を添付して教育委員会に提出としているが、添付されているものは財団の財務諸表であり、指定管理業務に係る収支決算書は作成していない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>指定管理者である公益財団法人北原白秋生家記念財団は、法令に基づく公益財団法人としての経理を行っているところであるが、歴史民俗資料館に係る指定管理業務と史跡北原白秋生家の運営業務を一体的に行っているため、指定管理業務のみに係る収支決算を作成し難かったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <p>令和4年度の指定管理業務に係る収支決算書の提出を受けた。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>基本協定書の規定に基づき、事業年度終了後速やかに指定管理業務に係る収支決算を作成し提出するよう指導する。</p>

指摘事項 (3) 施設運営
ア 臨時休館は、資料館条例第4条第2項及び第19条で教育委員会が必要と認め、市長の承認を得ることと規定しているが、下記臨時休館は市長の承認を得ていない。
<p>令和4年7月27日 資料館2回展示ガラスケース修理のため臨時休館</p> <p>令和4年12月22日～24日 白秋生家防蟻・敷居・戸袋修理のため臨時休館</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>生涯学習課及び指定管理者において、条例の規定の認識不足であったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <p>今回の監査による指摘を受け、市長に文書で事後的な報告を行った。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>臨時休館を行う際は、条例の規定による承認を得るよう指定管理者に指導する。</p>